

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年 10 月 7 日(木)午前 9 時 30 分から午前 10 時 34 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(12 人)

会長	1 番 福島 正一郎
会長職務代理者	2 番 新村 幸子
委員	3 番 瀬戸 真一
	4 番 原 美子
	5 番 小澤 さよみ
	6 番 一ノ瀬 律生
	7 番 中村 良治
推進委員	根橋 正美
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員(2 人) 宇治 元一
野澤 洋光

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

五案第5号 非農地の承認について

報告事項 なし

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季 中澤 貴子

8. 会議の概要

< 新村職務代理 >

みなさん、おはようございます。会議に先立ちまして、お時間をいただきありがとうございます。先日の9月26日に私の母が99歳で亡くなりました。9月30日に葬式を済ませましたが、農業委員会のほうからもお香典をいただき、大変お世話になりました。ありがとうございました。

(開会)

< 新村職務代理 >

ただいまから辰野町農業委員会総会を開会いたします。

< 赤羽事務局長 >

本日本ですが、野澤洋光推進委員、宇治推進委員さんより欠席の連絡がありましたのでお願いします。

(会長あいさつ)

< 福島会長 >

あらためておはようございます。秋の恵みも終わりまして、今年は順調に秋が済んだと思います。台風もなかったわけですけれど、たまたま私、千葉県の鋸南町が青年会に入った時分に交流をして、その家が電話を1週間ばかりしたら通じて、屋根がめくれちゃったというもので、行って見てきました。山の上を見ると竹の木が途中から折れていて、相当な風が吹いたんだと思います。家ももちろんだし、プレハブもハウスもぺっちゃんこという所もあって、なかなか回復するにも大変かと見てきました。ちょうど田んぼをおこして菜の花を植えるという状態でありますけれど、小学校の空き地などに行ってみると、何しろカールが10mくらい積んだところに小学校があるわけですが、そこにトタンとか瓦を持っていてあり、電気が2週間ばかり止まっちゃったということで冷蔵庫はほとんど使えなくなって裏手にいっぱいあったわけです。なかなか大変だなと思って帰ってきました。また、あそこは200メートルくらいある山も木を切ってなくなっちゃったので、近くの衆に聞いたら、その影響で風通しがいいということで海から上がってきた海岸端の家が、釘を打った瓦はいいけれど、昔の置いた瓦はほとんどむけち

やったということで、何しろ大変だなという感想で帰ってきました。それから、さきほど事務局のほうからありましたけれど、10月1日に野澤洋光委員のお母さんが亡くなったということでありまして、ご報告をし、ご冥福をお祈りしたいと思います。今日はご苦勞様です。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

5番の小澤委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしく願いいたします。

<赤羽事務局長>

4番の議事進行につきましては、会長よろしく願いします。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

地図は1ページの真ん中辺り、樋口…と書かれたところをご覧ください。

大阪府大東市^{だいたうしはいづか}灰塚…丁目…番…にお住まいのAさんが所有いたします、大字樋口…番地…、地目は畑、面積372㎡を、辰野町大字平出…番地…にお住まいのBさんが取得するものです。

こちらは、先月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のBさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は3.72aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

特に説明というか、空き家に入ってくれるということで、土地も今まで畑は全然入っていなかったようですが、作っていただけるということで大変嬉しく思っております。よろしく願います。

<福島会長>

この件についてご質問ご意見等ありましたら願います。無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～3 番朗読】

<唐澤事務局次長>

1 番、所有権の移転でございます。地図は 2 ページを、配置図は 3 ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、
大字伊那富字大新田…番…、地目は田、面積 422 m²を、
箕輪町大字中箕輪…番地に所在します、株式会社Bが取得し、宅地造成をするための申請でございます。

譲渡人のAさんは他にも相続農地があり、申請地が宅地に囲まれた場所で農地として耕作が困難なことから、売却して農業経営の縮小を検討しておりました。

譲受人のBは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおります。申請地は利便性の良い場所であることから、申請地を取得し、造成後販売をする計画であります。

申請地は準工業地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員から意見書をいただいております。

<小澤委員>

野澤委員と立会いをしてきました。この件につきましては、隣接している土地で春先もBさんを通してCさんという方に譲り渡した件で、全体的なAさんの持っている田んぼについては境界も確認してありますので、また今回もBさんが直接売り出すということで、しっかりされているところを再度確認し、何も問題ないと見てきました。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのDさんが所有いたします、

大字上島字迫ヶ崎…番、地目は田、面積544㎡を

上田市中丸子…番地…に所在する、E有限会社が取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のDさんは、申請地を耕作する予定のないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のE有限会社は太陽光発電事業を行っており、申請地に太陽光パネル228枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の管理等はEの管理部門が定期的に行う予定です。

申請地はJR信濃川島駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<原委員>

実はこれ3回目だったんです。1回目は以前Fさんと行きまして、何が問題だったかというところがはっきりしていなくて保留になっていました。2回目3回目は吉江さんと私と行ってきました。2回目も境が良くなかったのもう一度しっかりしてくださいということで、不動産屋さんが上田とお聞きしましたので、Dさんが農地を必要としないのでこういう契約で、その方を通じて境をしなければいけない。今回は境ははっきりしていました。そういうことで許可であろうということに至ったわけですが、関連してひとつ質問させていただきたいのですが、9月の委員会で太陽光発電でお答えするのが住民課かなとずっと思っていたのですが、そのことを教えていただきたいと思います。

<赤羽事務局長>

太陽光については、生活環境が担当となっております。

<福島会長>

この間、環境問題かなんかの時に太陽光もいづらか条例を整備するというようなことを言っていましたよね？

<赤羽事務局長>

今、辰野町は上伊那の中では遅れていたんですが、景観条例の関係を制定するなかに太陽光についてどういう形で盛り込むのかという部分はあるんですけど、その辺については盛り込むということと、太陽光発電に関する部分については検討するということでした。

<福島会長>

それではこの件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<唐澤事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は畑、面積943㎡を、

福岡県北九州市八幡西^{やはたにしくあおやま}区青山…丁目…番…に所在するH株式会社が取得し、事業所敷地(駐車場)の拡張をするための申請であります。

H株式会社は、株式会社Iに事業所を貸与しており、現在申請地の両側を株式会社Iの従業員駐車場として利用しておりますが、事業の拡張による臨時職員用32台分の駐車場としたい計画であります。既存の敷地とあわせた全体面積は5844.52㎡となります。

申請地は特定土地改良施工区域内で、10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第1種農地ですが、既存の施設の拡張により許可はやむを得ないと判断いたします。こちらは農振農用地でしたが平成19年2月14日に農振除外の公告が済んでおり、また西部辰野土地改良区からの同意書も添付されておりました。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

今の件につきまして、8月23日私と会長と仲介のJ土地家屋調査士と現場を確認しました。現場については先ほど説明があった通り、上下畑の東西に既にIの駐車場になっているということで、その真ん中に挟まっている土地であり、農地としてはいい所ではありますが仕方ないと判断しました。また、道もきっちり付いておりますので、特に問題はないかと思えます。よろしくご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問ご意見等ありましたらお願いします。無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<中村委員>

地図の上の段は既に駐車場になっていますけれど、農振除外をする前に駐車場として利用していたということがありました。現申請地につきましても、既に駐車場として利用されている所ではないかと思うんですけれど。この件について、駐車場として使用されていますよね？

<野澤典生推進委員>

真ん中は耕作地、畑になっていました。

<中村委員>

農振の除外は平成19年ということですが、理由があったと思うんですけれど？

<福島会長>

聞くところによると、上の駐車場は申請をしなくて駐車場にして使っていたらしい。それで町から苦情してすぐに申請をして駐車場にしたということらしいんですけれど。

<原委員>

1期の時にありましたね。覚えがあります。

<中村委員>

今は畑としては耕作されていないんでしょ？駐車場としては利用されていなくても、畑としても利用されていないんでしょ？この会社は前々から事前着工がされているような所だから問題はあるんじゃないかというふうに思いますけれど。

<福島会長>

立会いのときに確認をしたら、この前のがそういう風に言われたもので、今回は早くから申請を出したという説明だったんですけれどね。

<中村委員>

現在駐車場になっていなければいいです。

<福島会長>

その他ご意見はありますか？それでは賛成の方は挙手をお願いします。(挙手なし)農振地域からは外れています。あそこは(場所の説明)の会社で、結構仕事があるらしい。

<一ノ瀬委員>

前に問題になったっていうのは何年前の話？

<中村委員>

2～3年前の話だったと。

<一ノ瀬委員>

2～3年前というと、Iさんが買収された時だと思います。前任の経営者が問題があったかもしれませんがね。この会社、(業種名)とかいろいろやっているんですが、確かに景気がいいことはあるし、仕事もある程度あると思いますけれど、ずっとやっている中で東京に本社をもつ会社からM&AでIというふうになりましたので、今回は新しい経営者ですので問題はないかと思います。

<福島会長>

その他ご意見はありますか？

<唐澤事務局次長>

中村委員さんがおっしゃる通りで、数年前に問題になって、現場に行ったときにすごく不安だったんです。作付けはされていない状態でしたけれど、きちんと保全されているという状況で、違法状態のものは見られませんでした。手続きは最初からとっているもので、やむを得ないかなという現地の確認をしてきました。

<中村委員>

農振の除外はいつ？

<唐澤事務局次長>

平成19年2月14日です。

<中村委員>

ずいぶん前だね。

<福島会長>

その他ありますか？無いようですので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計2件、4筆、面積は4,072㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

それでは賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計10件、14筆の利用権の設定であります。詳細は議案書10ページをご覧ください。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と12筆、9,666㎡について10年3ヶ月の賃借権を、1筆、1,966㎡について10年3ヶ月の使用貸借権を、607㎡について5年3ヶ月の賃借権を設定するものです。

<福島会長>

それではこの件につきましてご意見があったらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画（案）については、議案第 3 号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく 10 ページをご覧ください。いずれも農事組合法人たつの営農へ、12 筆、9,666 m²について 10 年 3 ヶ月の賃借権を、1 筆、1,966 m²について 10 年 3 ヶ月の使用賃借権を、1 筆、607 m²について 5 年 3 ヶ月の賃借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と農事組合法人たつの営農との間では事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

それではこの件につきましてご意見があったらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第 5 号、非農地の承認について】

<唐澤事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。

地図は戻りまして 1 ページの右上、樋口…と書かれたところをご覧ください。

今回は、大字樋口…番地…にお住まいのAさん所有の
大字樋口字矢沢原…番…、地目は田、面積 215 m²について申請がありました。

申請人は相続にて申請農地を取得しましたが、南側に位置する山林の木が大きくなり、日が当たらないため耕作することができず、原野の状態となっていました。耕作放棄後 20 年以上経過しており、農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員に現地をご確認いただいております。

<宮島推進委員>

9月15日に3人で現地を確認しました。この地図を見ていただいて、山と土地の間に渋沢川という川が流れているんですけど、その山の持ち主が東京でなかなか管理できていなくて、40メートルくらいの木が結構あってその管理ができないということと、今はほとんど日が当たらなくなってしまって、9月15日の時点で日が当たるのが4時過ぎというような状況です。昼間はほとんど日が当たらないような、元々土地条件の悪い所でしたけれど、認めざるを得ないかなという感じはしました。

<福島会長>

この件につきましてご質問ありますか？無いようでありますので挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。以上で議事を終わりたいと思います。

その他 (事務局 小松)

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地パトロール実施後の感想等に関するアンケート調査用紙の回収について
→総会終了後に提出してください。まとまったら次回以降の総会時に発表し、今後の活動の参考にしたい。

○長野県選出国會議員との地区別農政懇談会の課題提出について
→要請事項:「農業者年金保険料の国庫補助要件の緩和について」

○全国農業新聞の購読普及活動について
→普及資材を利用して普及活動をしていただきたい。未購読委員の方も購読していただきたい。

<福島会長>

県委員長会等で農業新聞獲得の話があった。今度の4月からは全面カラーとなる。普及資材を活用して加入推進をしてほしい。今後辰野町農業委員会の帽子を作る際にも宣伝してくれれば補助が出るということで、そこも含めて獲得してもらいたい。

○第5回えごま栽培作業(収穫)について(古村推進委員)別紙参照

10月11日9時～刈取り作業実施、収穫作業後、上島大庭JAの育苗ハウスに運んで乾燥。軽トラ、ビーバー、縄、シート用意。

○次回委員会総会開催日:11月5日(火) 午前9時30分から 役場第2会議室

終了後「人・農地プラン実質化推進研修会」開催

○クールビズ終了期間について

辰野町役場では10月11日でクールビズ期間が終了するのにもない、次回総会から襟付きのシャツやブレザーの着用をお願いしたい。

○今後の予定(次第裏面参照)

○北部3町村交流会について

本日役場1時30分集合、40分バス発

<根橋推進委員>

貴重な時間すみません。ちらしを入れさせてもらいましたが、10月27日かやぶきの館駐車場にて第24回紅葉まつりを開催しますので、是非お出でいただきたい。

<一ノ瀬委員>

農業委員会オリジナルジャンパー&ポロシャツ作成については、いまひとつ私がしっくりこないのもたまた次に提案させていただきます。

(閉会)

<新村職務代理>

午後は北部三町村の交流会がありまして、ご苦労様です。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印